

令和4年(2022年)11月4日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市除く) 様
(市 町 村 立 学 校 長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 泉 野 将 司

不登校児童生徒への支援について(通知)

このことについては、本年4月から7月末までの児童生徒の欠席に関する状況等を市町村教育委員会及び学校の協力を得て把握したところ、「10日以上欠席した児童生徒数」「30日以上欠席した児童生徒数」のいずれも、昨年度同期と比較し増加しています。

つきましては、市町村教育委員会及び学校において、次のことに留意し、不登校の予兆への対応を含めた初期段階から組織的・計画的な支援の充実に努めるようお願いします。

記

1 学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教職員と様々な専門スタッフが連携・協力するとともに、学校での中心かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付け、組織的な支援体制を整えること。

2 予兆への対応を含めた初期段階での支援

- (1) 欠席理由は、保護者との連絡により確認、記録化し、学校全体で情報共有すること。
- (2) 欠席が続いたとき(目安として連続3日)は、理由によらず、家庭訪問等により児童生徒の状況を現認し、管理職を含め生徒指導部会等において、欠席の要因や背景をもとに今後の支援方針について共通理解を図ること。
- (3) 欠席がさらに続いたとき(目安として連続5日)は、学校と関係機関の連携・協力により「児童生徒理解・支援シート」等を作成し、児童生徒や保護者への支援を始めること。なお、作成にあたっては、学級(HR)担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が中心となり、児童生徒や保護者との話し合いを通じて作成することが望ましいこと。

3 不登校児童生徒への支援

- (1) 学校と関係機関が「児童生徒理解・支援シート」等をもとに情報共有し、支援の進捗状況に応じて内容を見直すなど、継続してきめ細かな支援をすること。また、学校間の引継ぎに活用すること。
- (2) 教育支援センター、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援や教育相談など、多様な教育機会を確保すること。なお、指導要録上の出席扱いについては、次の5(1)を参照すること。

と。また、ICTを活用した学習支援については、5(3)を参照すること。

(3) 児童生徒や保護者が、教育支援センター等の教育委員会所管の機関、児童相談所、病院、民間団体等で専門的な相談・支援を受けることができるよう、相談窓口を継続して周知すること。

(4) 学校内外の相談・指導等につながない児童生徒に対し、児童生徒本人の休養の必要性も踏まえつつ、教育委員会・教育支援センターと関係団体等が連携したアウトリーチ型支援を積極的に進め、相談・支援機関につなげずに孤立しがちな児童生徒を減らしていくこと。

4 新型コロナウイルス感染回避のため、出席していない児童生徒への支援

(1) 学校での感染防止対策に関する丁寧な説明と、不安を和らげるための相談対応に努めること。

(2) 一人一台端末を活用した授業配信など、適切に学習機会を提供すること。

5 参考通知

(1) 令和元年(2019年)11月6日付け教生学第668号通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」

(2) 令和2年(2020年)12月14日付け教生学第701号通知「不登校児童生徒に対するICT等を活用した学習支援について」

(3) 令和4年(2022年)3月25日付け教生学第2113号通知「教職員研修資料『ICT等を活用した不登校の児童生徒への『学びを止めない』『心を近づける』学習支援 実践事例』について」

(4) 令和4年(2022年)6月15日付け教生学第290号通知「『不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～』について」

(5) 「児童生徒理解・支援シート」参考様式(エクセル形式)

https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/fs/5/5/9/6/5/4/3/_/300425_no91-2.xlsx



(生徒指導係)